

村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡朝日村
及び同郡山北町の廃置分合に伴う地域審議会の設
置に関する協議書

平成19年 8月21日

決定

平成20年 4月 1日から村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡朝日村及び同郡山北町を廃し、その区域をもって村上市を設置することに伴い、合併前の村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡朝日村及び同郡山北町の区域ごとに、それぞれ地域審議会を設置することについて、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第22条第2項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 行政区域の拡大により、合併関係市町村の地域事情や合併協定事務及び合併市町村基本計画等の進行管理と実行性の確保を図り、新市における均衡ある発展と公平な行政サービスを担保するため、合併前の村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡朝日村及び同郡山北町の区域ごとに地域審議会を設置する。

（設置期間）

第2条 地域審議会は、合併の日から設置し、合併に伴う市町村基本計画の計画期間が終了した年度の末日をもって失効する。

（所掌事項）

第3条 地域審議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 合併市町村基本計画の変更に関する事項
- (2) 合併市町村基本計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 予算編成の際の事業等の要望に関する事項
- (5) 基本構想、各種計画の策定及び変更に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要に応じて地域の施策等について、市長に対し意見を述べることができる。

（組織）

第4条 地域審議会の委員定数は、15人以内とする。

2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治組織に属する者
- (2) 各種産業団体に属する者
- (3) 教育・文化・福祉・衛生・医療・環境保護に係る分野に属する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、識見を有する者

3 地域審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再選は妨げないものとする。

3 市長は、委員がその要件を欠くに至った場合は、委員の委嘱を解くものとする。

(会議等)

第6条 地域審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の際の議長となる。

2 会議は、年1回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、会長は、これを市長に通知し、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で、公開しないことができる。

(庶務)

第7条 地域審議会の庶務は、新市の本庁及び支所の地域振興担当部署において処理する。

(補則)

第8条 地域審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

- 1 地域審議会の設置に関する協議は合併の日から施行する。
- 2 第4条に定める委員の初回の委嘱については、第2条の設置期間の規定にかかわらず市長選挙が行われた日から30日以内に行うものとし、任期は、平成22年3月31日までとする。

平成19年8月21日

村上市長 佐藤 度
荒川町長 寺社 四男
神林村長 加藤 全一
朝日村長 鈴木源左衛門
山北町長 大滝 平正